

法務省民商第87号
平成25年10月11日

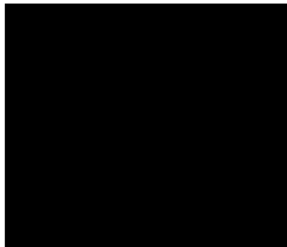
法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

特定非営利活動促進法における「設立の認証に関する書類」の取扱いに
ついて（依命通知）

標記について、別紙1のとおり、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
から民事局長宛てに照会があり、別紙2のとおり回答がされましたので、貴管
下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、標記については、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事
官（市民活動促進担当）から、特定非営利活動法人の所轄庁宛てに、別添のと
おり通知した旨の連絡がありましたので、申し添えます。



府社経シ546号
平成25年9月30日

法務省民事局長 殿

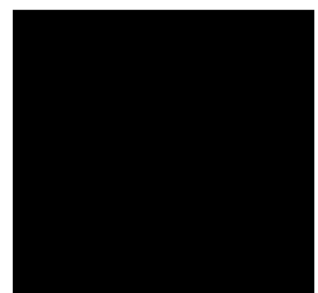
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
西川 正 郎

特定非営利活動促進法における「設立の認証に関する書類」の取り扱い
について（依頼）

標記について、別添1（例）の様式により特定非営利活動法人に対する認証通知を行い、当該通知書を特定非営利活動法人に対する設立の認証に関する書類として取り扱っているところ、今後は、当該通知書の通知年月日から6月を経過した場合には、別添2（例）による証明書を作成することとし、当該証明書（作成後2週間以内のものに限る。以下同じ。）を特定非営利活動法人に対する設立の認証に関する書類として取り扱うこととしたので、特定非営利活動法人の設立登記の申請書に別添2（例）による証明書が添付された場合には、これを官庁の許可書（組合等登記令第25条において準用する商業登記法第19条。以下同じ。）として取り扱われたく、依頼します。

あわせて、特定非営利活動法人に対する設立の認証に関する書類のうち、通知年月日から6月を経過した別添1（例）の様式による通知書が、特定非営利活動法人の設立登記の申請書に添付された場合には、これを官庁の許可書として取り扱わないよう、依頼します。

なお、所轄庁に対しては、別添3（案）のとおり通知する予定であることを申し添えます。



別添 1

(例)

〇〇〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

住所 〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇

東京都〇〇局長 〇〇 〇〇

特定非営利活動法人の設立認証について（依命通知）

平成〇年〇月〇日付けで申請を受け付けた下記の特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定に基づき認証されたので、命により通知します。

記

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
主たる事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
従たる事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

別添 2

(例)

〇〇〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

住所 〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

東京都〇〇局長 〇〇 〇〇

特定非営利活動法人の現存証明について（通知）

下記の特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき認証された法人であることを証明いたします。

記

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
主たる事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
従たる事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
設立認証年月日	平成〇年〇月〇日

なお、当該通知については、作成後 2 週間に限り効力を有するものとする。

(案)

府社経シ 号
平成25年10月 日都道府県・指定都市
市民活動促進担当部長 殿内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（市民活動促進担当）
日下部 英紀

認証後6か月未登記法人に関する取扱いについて

平素より、市民活動行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。


現在、所轄庁から設立の認証を受けた特定非営利活動法人に対して書面により行っている設立認証に係る通知について、当該通知書が特定非営利活動法人の登記申請書に添付された場合には、これを官庁の許可書（組合等登記令第25条において準用する商業登記法第19条に定める許可書。以下同じ。）として取り扱っているところですが、設立の認証があった日から6月を経過した場合には、特定非営利活動促進法第13条第3項において、認証取消しを行うことができると規定されています。

当該認証取消しを受けた者による申請によって誤った登記がされることを防ぐため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご対応願います。

また、特定非営利活動法人を設立しようとする者に対する本取扱いに係る周知等についても、併せてご対応願います。

記

1. 特定非営利活動法人に対する設立の認証に関する書類のうち、通知年月日から6月を経過した別添1（例）による通知書は、特定非営利活動法人の設立登記の申請書の添付書面である官庁の許可書とはならないこと。
2. 設立の認証があった日から6月を経過した後に特定非営利活動法人が登記申請を行う場合、別添2（例）による証明書（以下、現存証明書）を官庁の許可書として添付して、登記手続きを行うこととなること。
3. 現存証明書については、特定非営利活動法人を設立しようとする者からの申請をもって、所轄庁において交付すること。



別紙2

機密性2

法務省民商第86号

平成25年10月11日

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

西川正郎 殿

法務省民事局長 深山卓也



特定非営利活動促進法における「設立の認証に関する書類」の取扱いについて（回答）

本年9月30日付け府社経シ546号をもって依頼のありました標記の件については、依頼のとおり取り扱うこととします。

別 添

府社経シ第590号
平成25年10月11日

都道府県・指定都市
市民活動促進担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（市民活動促進担当）
日下部 英紘

認証後6か月未登記法人に関する取扱いについて

平素より、市民活動行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

現在、所轄庁から設立の認証を受けた特定非営利活動法人に対して書面により行っている設立認証に係る通知について、当該通知書が特定非営利活動法人の登記申請書に添付された場合には、これを官庁の許可書（組合等登記令第25条において準用する商業登記法第19条に定める許可書。以下同じ。）として取り扱っているところですが、設立の認証があった日から6月を経過した場合には、特定非営利活動促進法第13条第3項において、認証取消しを行うことができると規定されています。

当該認証取消しを受けた者による申請によって誤った登記がされることを防ぐため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご対応願います。

また、特定非営利活動法人を設立しようとする者に対する本取扱いに係る周知等についても、併せてご対応願います。

記

1. 特定非営利活動法人に対する設立の認証に関する書類のうち、通知年月日から6月を経過した別添1（例）による通知書は、特定非営利活動法人の設立登記の申請書の添付書面である官庁の許可書とはならないこと。
2. 設立の認証があった日から6月を経過した後に特定非営利活動法人が登記申請を行う場合、別添2（例）による証明書（以下、現存証明書）を官庁の許可書として添付して、登記手続きを行うこととなること。
3. 現存証明書については、特定非営利活動法人を設立しようとする者からの申請をもって、所轄庁において交付すること。

別添 1

(例)

〇〇〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

住所 〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇

東京都〇〇局長 〇〇 〇〇

特定非営利活動法人の設立認証について（依命通知）

平成〇年〇月〇日付けで申請を受け付けた下記の特
定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定に基づき認証されたので、命により通知します。

記

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
主たる事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
従たる事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

別添 2

(例)

〇〇〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

住所 〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇

東京都〇〇局長 〇〇 〇〇

特定非営利活動法人の現存証明について（通知）

下記の特特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定に基づき認証された法人であることを証明いたします。

記

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
主たる事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
従たる事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
設立認証年月日	平成〇年〇月〇日

なお、当該通知については、作成後2週間に限り効力を有するものとする。